

○大樹町中小企業融資資金借入れに伴う利子補給金交付要綱

昭和48年4月1日

改正

昭和57年4月1日
昭和63年4月1日
平成元年4月3日
平成4年4月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成12年4月1日
平成21年7月21日訓令第13号
平成28年3月22日訓令第6号
令和7年4月1日

大樹町中小企業融資資金借入れに伴う利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 大樹町における中小企業の振興を図るため、中小企業者が事業資金として金融機関から借入れたことによって生ずる利子に対し、この要綱の定めるところにより、利子補給金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「中小企業者」とは、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による協同組合又は企業組合若しくは中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)で定める中小企業者で町内に独立した事業所又は店舗を有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる者とする。ただし、遊興娯楽関係等の不急の業種を除く。また、町税を完納している者とする。

(対象事業資金)

第3条 利子補給の対象となる事業資金は、中小企業者がその事業者に必要な運転資金、設備資金で日本政策金融公庫又は十勝管内の金融機関(本支店を問わない。)から借り入れた資金とする。

(対象資金限度額)

第4条 利子補給の対象となる事業資金の限度額を、運転資金1,000万円、設備資金3,000万円とする。

(利子補給の対象額)

第5条 利子補給金の対象は、当該年度において支払った利子の額とする。利子補給金の交付額は、運転資金にあっては支払利子額の総額の10%以内、設備資金にあっては支払利子額の総額の20%以内とし、補給期間は5年とする。

(利子補給金の対象者)

第6条 この制度による利子補給金を受けようとする者は、借入手続上の必要書類を大樹町商工会に提出し、町を経由して金融機関に申し込むものとする。

(申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年、別記様式による申請書を4月1日から9月30日までの期間に償還を行ったものについては9月30日までに、10月1日から3月31日までの期間に償還を行ったものについては3月31日までに町長に提出するものとする。

(融資機関の認定)

第8条 前条の申請に当たっては、金融機関の認定証明を受けなければならない。

(補給金の交付決定)

第9条 町長は、申請書の提出があったときは、審査のうえ適当と認められたときは、補給金の交付決定を行う。

(その他)

第10条 この要綱に違反し、又は申請内容に不正若しくは誤りがあったときは、町長は補給金交付の決定を取り消し、又は交付した補給金の全部若しくは、一部の返還を命ずることがある。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年4月1日）

この改正要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年4月1日）

この改正要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月3日）

この改正要綱は、平成元年4月3日から適用する。

附 則（平成4年4月1日）

この改正要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年4月1日）

この改正要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年4月1日）

この改正要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日）

この改正要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成21年訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の大樹町中小企業融資資金借入れに伴う利子補給金交付要綱の規定は、平成21年8月1日以後に借入れを受けたものから適用し、同日前に借入れを受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日訓令第6号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の大樹町中小企業融資資金借入れに伴う利子補給金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以降に貸付けを受けた融資分から適用し、平成28年3月31日以前に貸付けを受けた融資分については、なお従前の例による。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の融資に対する利子補給金の交付額について、支払利子額の総額の年利1.8%を超える利率の額がこの訓令による改正後の大樹町中小企業融資資金借入れに伴う利子補給金交付要綱第5条に規定する額を上回る場合は、当該年利1.8%を超える利率の額を交付するものとする。

附 則（令和7年4月1日）

この改正要綱は、令和7年4月1日から適用する。